

R' sメンテメンバーズカード会員規約新旧対照表

変更点は下線部分となります。

新	旧
<p>第1条 R' sメンテメンバーカードの発行</p> <p>1. 入会希望者は、会員規約（以下「本規約」という）に同意し、R' sメンテメンバーカード会員入会申込書に必要事項をご記入、又はwebにて必要事項をご入力、並びに入会金をお支払いいただいた上、株式会社オートアールズ（以下「当社」という）にお申込みいただきますとR' sメンテメンバーカードを発行<u>又は株式会社カインズが発行するカインズカード、若しくはカインズアプリ（以下併せて「カインズカード等」という）をお持ちの入会希望者については当該カインズカード等に登録（R' sメンテメンバーカード及び登録されたカインズカード等を併せて、以下「会員カード」という。会員カードを発行した日、又は登録した日を「入会日」とします）</u>します。また、会員カードの発行<u>又は登録</u>をもって会員（以下「会員」という）となります。なお、会員カード発行<u>又は登録</u>の必要事項として、1台の車両登録が必要となります。</p> <p>第2条 会員特典</p> <p>3. <u>会員は、株式会社カインズが定めるカインズカード利用規約に同意するものとし、カインズカードに関する各種サービスの利用者（以下「カインズカード会員」という）として、カインズカード利用規約が適用されます。なお、カインズカード利用規約のうち、カインズカード発行に係る規定は適用されません。</u></p> <p>4. <u>会員は、カインズカード会員として、株式会社カインズの店舗（カインズカード利用規約に定められます）にて会員カードを提示することにより各種サービスを受けることができます。カインズカード利用規約は、次のURLをご参照下さい。なお、カインズカード利用規約が変更された場合は、変更後のカインズカード利用規約にも併せて同意したものとします。</u></p> <p>https://policies.cainz.com/terms/service/card</p> <p>第3条 会員カードの紛失・盗難・破損等</p> <p>1. 【省略】</p>	<p>第1条 R' sメンテメンバーカードの発行</p> <p>1. 入会希望者は、会員規約（以下「本規約」という）に同意し、R' sメンテメンバーカード会員入会申込書に必要事項をご記入、又はwebにて必要事項をご入力、並びに入会金をお支払いいただいた上、株式会社オートアールズ（以下「当社」という）にお申込みいただきますとR' sメンテメンバーカード<u>（以下「会員カード」という）</u>を発行（会員カードを発行した日を「入会日」とします）します。また、会員カードの発行をもって会員（以下「会員」という）となります。なお、会員カード発行の必要事項として、1台の車両登録が必要となります。</p> <p>第2条 会員特典</p> <p>3. 【新設】</p> <p>4. 会員は、カインズの店舗にて会員カードを提示することによりカインズポイント利用規約に定める会員特典を受けることができます。詳しくは次のURLをご参照下さい。</p> <p>https://policies.cainz.com/terms/service/card</p> <p>第3条 会員カードの紛失・盗難・破損等</p> <p>1. 【省略】</p>

R'sメンテメンバーズカード会員規約新旧対照表

変更点は下線部分となります。

新	旧
<p>2. 会員カードの紛失・盗難・破損等の場合、当社の責に帰すべき事由による場合を除き、事由の如何を問わず会員カードの再発行 <u>又は再登録</u>は致しません。</p> <p>第7条 免責</p> <p>【省略】</p> <p>第8条 退会</p> <p>1. 会員は随時退会できるものとし、退会に際しては当社の店舗に届出と会員カードの返却、<u>又カインズアプリの場合には当社店舗にて当社所定の退会手続</u>を行うものとします。</p> <p>2から4まで 【省略】</p> <p>第9条から第10条まで 【省略】</p> <p>令和4年10月 1日 制定 令和4年10月10日 施行 <u>令和6年 2月 1日 改定</u> <u>令和6年 2月10日 施行</u></p>	<p>2. 会員カードの紛失・盗難・破損等の場合、当社の責に帰すべき事由による場合を除き、事由の如何を問わず会員カードの再発行は致しません。</p> <p>第7条 免責 <u>(web登録会員のみ)</u></p> <p>【省略】</p> <p>第8条 退会</p> <p>1. 会員は随時退会できるものとし、退会に際しては当社の店舗に届出と会員カードの返却を行うものとします。</p> <p>2から4まで 【省略】</p> <p>第9条から第10条まで 【省略】</p> <p>令和4年10月 1日 制定 令和4年10月10日 施行</p>